

<h1>静岡市報</h1>	No. 33
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**条 例**

- 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・ 6
- 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・ 8

**規 則**

- 静岡市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 静岡市自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・ 12

**固定資産評価審査委員会告示**

- 静岡市固定資産評価審査委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

＜本号で登載された条例のあらまし＞

- ◇ 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第72号）

職員の期末手当の支給月数を見直すため、所要の改正をすることとした。

---

- ◇ 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第73号）

議員の期末手当の支給月数を見直すため、所要の改正をすることとした。

---

- ◇ 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第74号）

特別職の期末手当の支給月数を見直すため、所要の改正をすることとした。

---

- ◇ 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第75号）

会計年度任用職員の期末手当の支給月数を見直すため、所要の改正をすることとした。

# 条 例

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第72号

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 静岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

(静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」を「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」に改める。

第4条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」を「100分の120」とあるのは「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は令和3年12月1日から、第2条及び第4条の規定は令和4年4月1日から施行する。

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第73号

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年静岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の205」に改める。

第2条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の205」を「100分の212.5」に改める。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は令和3年12月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第74号

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の220」を「100分の205」に改める。

第2条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の205」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年12月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第75号

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）の  
一部を次のように改正する。

第10条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とし、附則第4項を附則第3項とする。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

# 規 則

## 静岡市規則第74号

静岡市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年12月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

静岡市危険物の規制に関する規則（平成15年静岡市規則第254号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「者」を「場合における申請の期限」に、「までに危険物仮貯蔵（仮取扱い）承認申請書（様式第1号）を消防長に提出しなければならない」を「とする」に改め、同条第2項中「様式第2号」を「様式第1号」に改める。

第3条中「様式第3号」を「様式第2号」に、「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第4条中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第5条第1項第1号中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「様式第6号」に、「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同条第3項中「様式第9号」を「様式第8号」に改め、同条第4項中「様式第10号」を「様式第9号」に改める。

第7条中「様式第11号」を「様式第10号」に改める。

第9条中「様式第12号」を「様式第11号」に改める。

第10条第1項中「様式第13号」を「様式第12号」に改め、同条第2項中「様式第14号」を「様式第13号」に改める。

第11条中「様式第15号」を「様式第14号」に改める。

第12条第1項中「様式第16号」を「様式第15号」に改める。

第13条を削る。

第14条中「様式第18号」を「様式第16号」に、「様式第19号」を「様式第17号」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「様式第20号」を「様式第18号」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「様式第21号」を「様式第19号」に改め、同条を第15条とする。

第17条中「様式第22号」を「様式第20号」に改め、同条を第16条とする。

第18条中「様式第23号」を「様式第21号」に改め、同条を第17条とする。

第19条中「様式第24号」を「様式第22号」に改め、同条を第18条とする。

第20条第1項中「様式第25号」を「様式第23号」に改め、同条を第19条とする。

第21条中「様式第26号」を「様式第24号」に改め、同条を第20条とし、第22条から第24条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号とし、様式第3号から様式第16号までを1様式ずつ繰り上げる。

様式第17号を削る。

様式第18号中「第14条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第19号中「第14条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第20号中「第15条関係」を「第14条関係」に、「第15条の」を「第14条の」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第21号中「第16条関係」を「第15条関係」に、「第16条の」を「第15条の」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第22号中「第17条関係」を「第16条関係」に、「第17条の」を「第16条の」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第23号中「第18条関係」を「第17条関係」に改め、同様式を様式第21号とする。

様式第24号中「第19条関係」を「第18条関係」に、「第19条の」を「第18条の」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第25号中「第20条関係」を「第19条関係」に、「第20条の」を「第19条の」に改め、同様式を様式第23号とする。

様式第26号中「第21条関係」を「第20条関係」に改め、同様式を様式第24号とする。

#### 附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

## 静岡市規則第75号

静岡市自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年12月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則

静岡市自転車競走キャッシュレス投票実施規則（平成30年静岡市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「電磁的方法」の次に「及び通信端末機器を介する方法」を加える。

第4条中「キャッシュレス投票専用端末機」を「キャッシュレス投票端末機」に改め、「電子識別カード」という。）の次に「又は電子識別カードの識別情報に相当する情報を送信するものとして市長が認める通信端末機器」を加える。

第9条中「暗証番号」の次に「(通信端末機器を用いる場合で指定されたときは、パスワードを含む。)」を加える。

第11条第6号中「暗証番号」の次に「(パスワードを定めたときは、パスワードを含む。)」を加える。

第25条中「キャッシュレス投票専用端末機」を「キャッシュレス投票端末機」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 固定資産評価審査委員会告示

静岡市固定資産評価審査委員会告示第1号

静岡市固定資産評価審査委員会規程（平成15年静岡市固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年11月17日

静岡市固定資産評価審査委員会

様式第1号、様式第3号、様式第4号及び様式第6号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。